

明石市立保育所等産業廃棄物等処理業務委託仕様書

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という。）が委託する明石市立保育所等産業廃棄物等処理業務委託の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、明石市立の保育所等から排出される産業廃棄物の処理を受託者が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 排出予定数量及び必要な情報等

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
産業廃棄物の具体例	コンテナ、事務用品等（タイヤを除く）	ロッカー、楽器、事務机、パイプ椅子、机椅子・その他小型ごみ等	窓ガラス破片・コンクリートブロック破片等
予定数量（全保育所等の年間予定数量）	25 m ³	20 m ³	5 m ³
発生行程	業務		
性状及び荷姿	固形状 袋詰・バラ		
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	なし		
混合等により生ずる支障	なし		
日本工業規格 C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の有無	なし		
石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし		
その他の注意事項	本仕様書記載事項参照		

※ 予定数量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の数量と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。

※ 具体例はあくまで例示であり、その他の物が廃棄されることがある。また、該当する種類の混合ごみが排出されることもある。

※ 排出する産業廃棄物のうち、金属くず、廃プラスチック類等に木材もしくは紙類が付着しており容易に分離できない場合において、産業廃棄物として分類されるべき廃棄物については、受託者が適正に処理を行うものとする。

3 契約の種類

単価契約（下記『排出量及び収集回数』における単価契約項番ごとの処理委託単価）

- (1) 当該単価①は、現場調査費、調整費、収集運搬費（積み込みを含む）、マニフェスト費等の1回あたりの経費を含むものとする。
- (2) 当該単価②は処分費とし、1 車輦あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。なお、1 m³に満たない部分については協議によるものとする。
- (3) 処分単価は実際の排出量に応じた各単価を用いるものとする。
- (4) 受託者は1台あたり6 m³の積載が可能である車輦を用意し、混載で収集するものとする。
- (5) 使用する車輦について、産業廃棄物の収集に適した車輦（パッカー、アームロール、平ボディ等）を使用するものとする。大型車輦の侵入が困難である場所への収集を依頼する場合も想定されるため、収集場所の状況に応じた大きさの車輦を保有し、運用できる必要がある。
- (6) 収集施設は別紙1のとおりとする。

(収集運搬)

単価契約 項番	産業廃棄物区分	収集場所数	単位	予定収集 依頼数
①	『廃プラスチック類』、『金属くず』、『ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず』	10 施設	1 回あたり	10 回

※ 原則、1 施設あたり委託者が指定する屋外の 1 箇所への収集とするが、重量物の場合は排出場所が屋外の複数箇所になることがある。

※ 予定収集依頼数は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の依頼数と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。

(処分)

単価契約 項番	産業廃棄物区分	単位	予定収集 依頼量
②	『廃プラスチック類』、『金属くず』、『ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず』	1 m ³ あたり	50 m ³

※ 予定収集依頼量は推計値であり、この数量を保証するものではない。そのため実際の依頼量と異なる可能性があるが、その場合においても委託単価の増減は行わない。

4 収集委託する施設
別紙1のとおり

5 履行期間

令和6年1月4日から令和6年3月31日まで

6 業務内容

- (1) 受託者は収集場所（別紙1）から排出される廃棄物を、関係法令等を遵守のうえ、適正に収集・運搬を行う。
- (2) 収集依頼は、委託者から受託者に廃棄する予定としている廃棄物の種類及び数量（小型ごみの場合は45リットルごみ袋の相当数、大型ごみの場合はサイズ及び数量）、収集希望日時等を希望する日の最低5営業日前までに受託者にFAX等により伝える。
- (3) 受託者は(2)の連絡を受けた場合において、積み込み予測が困難であり受託者が必要であると判断した場合は、連絡のうえ現地確認等を行う。その場合もしくは(2)の時点において、排出する産業廃棄物の合計が6 m³を超える可能性がある場合は、その旨を委託者に報告し、排出量について協議するものとする。なお、6 m³を超える積載が可能な車輛を用いる場合においても同様とする。
- (4) 受託者は(2)もしくは(3)の確認に基づき必要な車輛を用意し、委託者と日時等を調整のうえ収集を行う。なお、当該廃棄物は一括して収集するものとする。
- (5) 収集業務には積み込み作業を含むものとする。
- (6) 積込時に受託者は実際に受領した廃棄物の量を提示し、委託者との協議のうえこれを決定する。
- (7) 受託者が積み替え保管を行う場合は、委託者の産業廃棄物と他人の産業廃棄物との混合は認めないため、分別が可能な状態とすることとする。
- (8) その他、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適切に運用するとともに、関係法令等を遵守のうえ適正に収集、運搬、処分を行う。

7 資格等

- (1) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を兵庫県知事又は兵庫県内の市長から受けており、同法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を、当該業務を行う区域を管轄する兵庫県知事又は該当する区域の兵庫県内の市長から受けていること。

または、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者が協力して見積合せに参加する場合は、各々がその許可を受けていること。

- (2) 産業廃棄物収集運搬業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (3) 産業廃棄物処分業者は、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全ての取扱許可を受けていること。
- (4) 受託者は、産業廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

8 作業管理等

- (1) 業務実施にあたりとくに園児に怪我等を負わさぬよう細心の注意を払うこと。
- (2) 法令等を遵守したうえで安全に業務を行うこと。

9 委託料の支払い

- (1) 受託者は、委託者への処分の業務終了報告後、当該費用を請求するものとする。
- (2) 委託者は、請求書等が適正であると認めた場合、請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。なお、委託料の支払は月毎に行うものとする。
- (3) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する料金は、単価（税抜）に数量を乗じ、これにより得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出する。なお、当該料金に端数が生じた場合は、1 円未満は切り捨てるものとする。
- (4) 処分費は、1 車輛あたり排出した各産業廃棄物の合計量で請求するものとする。なお、1 m³に満たない部分については協議によるものとする。
- (5) 収集・運搬及び処分業者が異なる場合は、各々別途支払を行う。

10 その他

- (1) 収集・運搬及び処分に関する契約は委託者と受託者の間でそれぞれ締結する。
- (2) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。

収集施設一覧

保育所名	施設長名	所在地	郵便番号	電 話	F A X
市立松が丘保育所	野崎 美香	松が丘 3 丁目 2 - 1	673-0862	078-911-0360	078-911-0360
市立明南保育所	大田 悦子	東野町 2222	673-0844	078-911-3849	078-911-3849
市立王子保育所	佐藤 美保	大道町 1 丁目 10-17	673-0029	078-927-2100	078-927-2100
市立鳥羽保育所	松江 明美	小久保 5 丁目 4-1	673-0005	078-928-6425	078-928-6425
市立松陰保育所	松野 多鶴子	大久保町松陰 1007	674-0053	078-935-8492	078-935-8492
市立高丘保育所	溜田 千織	大久保町高丘 3 丁目 3	674-0057	078-935-1894	078-935-1894
市立八木保育所	佐伯 智美	大久保町八木 483	674-0063	078-935-8818	078-935-8818
市立江井島保育所	松岡 滋美	大久保町江井島 260-2	674-0064	078-946-0429	078-946-0429
市立中尾保育所	石上 照子	魚住町中尾 600-5	674-0082	078-947-4306	078-947-4306
市立土山保育所	菅 友美	魚住町清水 2281	674-0074	078-942-1436	078-942-1436